

第 2 1 回 福知山市行政改革推進委員会

日 時：令和 2 年 6 月 2 9 日(月)

午後 2 時 1 0 分から

場 所：市民交流プラザふくちやま 4 - 1

《 次 第 》

開会

1 令和 2 年度委員及び事務局体制の紹介

2 委員長・副委員長の選出

3 議事

(1) 令和 2 年度事業評価について

(2) その他

閉会

【配布資料】

資料 1 福知山市行政改革推進委員会 委員名簿

資料 2 福知山市職員名簿

資料 3 福知山市行政改革推進委員会規則

資料 4 令和 2 年度事業評価の進め方

資料 5 外郭団体の見直しについて

福知山市行政改革推進委員会 委員名簿
(令和2年4月1日時点)

(50音順、敬称略)

氏名	機関・団体名・主な公職等
上村 敏之	<ul style="list-style-type: none">・ 関西学院大学学長補佐・経済学部教授・ 総務省 地方財政審議会 特別委員・ 内閣府 民間資金活用等推進委員会 委員・ 内閣官房 行政改革推進会議 歳出改革ワーキンググループ委員
浦尾 たか子	<ul style="list-style-type: none">・ 京南倉庫株式会社常務取締役・ 社会資本整備審議会道路分科会近畿地方小委員会委員・ 京都府舞鶴港港湾審議会委員・ 京都府産業人材育成委員会委員・ (公社) 下京納税協会副会長
榎原 傑	<ul style="list-style-type: none">・ 元福知山市土地開発公社第三者委員
菊田 学美	<ul style="list-style-type: none">・ 行政書士・ 社会保険労務士・ 福知山公立大学法人評価委員会委員
深尾 昌峰	<ul style="list-style-type: none">・ 龍谷大学政策学部教授・ 龍谷エクステンションセンター センター長・ 東近江市参与
村尾 慎哉	<ul style="list-style-type: none">・ 公認会計士・ 村尾会計事務所所長

福知山市職員名簿（令和 2 年度）

補職名	氏名
特別参与	熊 谷 哲

（行政改革推進委員会事務局）

補職名	氏名
市長公室長	渡 辺 尚 生
財務部長	大 嶋 康 成
市長公室 経営戦略課長	石 田 義 郎
財務部 財政課長	山 田 信 義
市長公室 経営戦略課 課長補佐	島 村 孝 之
市長公室 経営戦略課	野 々 村 俊

○福知山市行政改革推進委員会規則（昭和60年6月28日規則第8号）

○福知山市行政改革推進委員会規則

昭和60年6月28日規則第8号

改正

平成2年12月21日規則第26号
平成14年3月29日規則第33号
平成17年12月27日規則第45号
平成21年3月31日規則第34号
平成23年3月31日規則第34号
平成25年3月29日規則第56号
平成29年3月24日規則第49号

福知山市行政改革推進委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、福知山市附属機関設置条例（昭和28年福知山市条例第29号）第2条の規定に基づき、福知山市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室経営戦略課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年12月21日規則第26号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第33号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規則第45号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第34号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第34号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第56号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第49号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

令和2年度 事業評価の進め方

■基本方針

- ・平成28年度から令和元年度の4年間で実施した「全事業棚卸し」の取組により、職員に定着しつつある「前例にとらわれることなく、常に業務を見直す意識や姿勢」をより強化するため、予算編成・予算執行の一連の過程において、担当課職員による事業見直しと自己評価を継続し、事業改善を進めるPDCAサイクルの強化を図る。
- ・新規事業については、当該年度の進捗状況等の点検を行う事中評価を実施する。また、令和元年度以降の新規事業については、担当課による自己評価に併せ、他部署職員による事後評価を加える。
- ・内部評価の実施にあたっては、行革担当部署、財政担当部署及び次長・課長級職員にて実施する。
- ・当該年度新規事業の事中評価は、課題や成果の把握を早期に行い、翌年度予算へ反映させるため、予算編成前に実施する。

■グループ構成

前年度新規事業 の事後評価	次長・課長級職員及び行革担当課	次長・課長級職員(3名)及び行革担当課長の1班4名体制で編成し実施
当該年度新規事業 の事中評価	行革担当・財政担当部署	市長公室・財務部の部長級職員及び行革担当・財政担当課長

令和2年度事業評価(事後評価)対象事業一覧

コード	連番	部	課	事業名(令和元年度)
820195	001	市議会事務局	市議会事務局	本会議・全議員協議会室映像配信システム
820354	002	市議会事務局	市議会事務局	議員改選関係事業
220113	003	市長公室	経営戦略課	関係人口創出・拡大事業
810121	004	市長公室	経営戦略課	内部統制推進事業
810140	005	市長公室	職員課	民間企業派遣研修
810305	006	市長公室	経営戦略課	SNS事業者との連携推進事業
810492	007	市長公室	経営戦略課	総合計画策定事業
820137	008	市長公室	経営戦略課	統計データ利活用推進事業
820248	009	市長公室	秘書広報課	福知山市名誉市民顕彰事業
650123	010	地域振興部	文化スポーツ・振興課	トップアスリート育成支援事業
650151	011	地域振興部	文化スポーツ・振興課	インターハイ準備事業
650352	012	地域振興部	文化スポーツ・振興課	新町文化センター資料移転事業
650382	013	地域振興部	文化スポーツ・振興課	治水記念館整備改修事業
730217	014	地域振興部	人権推進室	市民意識調査事業
410170	015	市民総務部	保険年金課	公設民営診療所施設設備改修事業
550175	016	市民総務部	危機管理室	避難のあり方検討事業
810268	017	市民総務部	情報推進課	マイクロソフトサポート終了に伴うシステム

コード	連番	部	課	事業名(令和元年度)
810269	018	市民総務部	情報推進課	RPA導入事業
810271	019	市民総務部	市民課	ふくふくフォト応援事業
410387	020	福祉保健部	子ども政策室	骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業
420225	021	福祉保健部	高齢者福祉課	社会福祉法人施設整備補助事業
430174	022	福祉保健部	子ども政策室	幼児教育・保育無償化事業
430353	023	福祉保健部	子ども政策室	子ども・子育て支援事業計画策定事業
440121	024	福祉保健部	高齢者福祉課	(仮称)オレンジのまちづくり推進事業
440208	025	福祉保健部	社会福祉課	民生児童委員改選事業
210104	026	産業政策部	農林業振興	森林経営管理事業
210115	027	産業政策部	農政課	稚児野台地跡地調査事業
230143	028	産業政策部	産業観光課	観光案内看板(道路サイン)整備事業
120107	029	建設交通部	都市交通課	乗合タクシー導入モデル事業
120232	030	建設交通部	道路河川課	長田野工業団地利活用増進事業(道路環境)
510223	031	建設交通部	都市交通課	都市計画マスタープラン策定事業
530259	032	建設交通部	都市交通課	長田野工業団地利活用増進事業(緑地等環
550196	033	建設交通部	用地課	排水ポンプ車運転管理事業
811401	034	会計室	会計室	猪崎会計倉庫解体事業
550226	035	消防本部	総務課	消防通信指令システム整備事業

コード	連番	部	課	事業名(令和元年度)
620186	036	教育委員会	学校教育課	中丹地区教科用図書採択協議会負担金
620272	037	教育委員会	学校教育課	防災教育推進事業
620586	038	教育委員会	学校教育課	学齢簿システム整備事業
621528	039	教育委員会	教育総務課	小学校施設長寿命化計画策定事業
621529	040	教育委員会	教育総務課	中学校施設長寿命化計画策定事業
621542	041	教育委員会	教育総務課	修斉・天津小学校統合整備事業
621549	042	教育委員会	教育総務課	遷喬・佐賀小学校統合整備事業
621550	043	教育委員会	教育総務課	上川口・金谷小学校統合整備事業
630183	044	教育委員会	中央公民館	市民交流プラザふくちやま図書館天井改修
630343	045	教育委員会	図書館	自動化書庫管理機等更新事業
710139	046	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙システム改修事業

令和2年度事業評価(事中評価)対象事業一覧

コード	連番	部	課	事業名(令和2年度)
810602	001	市長公室	経営戦略課	行政改革推進事業
720206	002	地域振興部	まちづくり推進課	まちづくり活動応援事業
410388	003	福祉保健部	健康医療課	第2次福知山市健康増進計画策定事業
410391	004	福祉保健部	子ども政策室	ロタウイルスワクチン予防接種事業
430127	005	福祉保健部	子ども政策室	安心・安全まちづくり推進事業(子ども政策室)
810208	006	市民総務部	市民課	マイナポイント利用環境整備事業
560107	007	市民総務部	市民課	安心・安全まちづくり推進事業(市民課)
410119	008	市民総務部	保険年金課	公共施設民間譲渡事業(その他施設)
520103	009	市民総務部	生活環境課	福知山市環境基本計画(中間見直し)策定事業
540140	010	市民総務部	生活環境課	福知山市一般廃棄物処理基本計画策定事業
540148	011	市民総務部	生活環境課	第4期埋立処分場整備事業
230156	012	産業政策部	産業観光課	福知山踊振興会40周年記念事業
120181	013	建設交通部	都市・交通課	安心・安全まちづくり推進事業(都市・交通課)
550313	014	建設交通部	道路河川課	かわまちづくり整備事業
620115	015	教育委員会	学校教育課	ICT活用指導力向上事業
620126	016	教育委員会	学校教育課	学校教育推進計画策定事業
620181	017	教育委員会	学校教育課	校務支援システム導入事業

コード	連番	部	課	事業名(令和2年度)
620557	018	教育委員会	学校給食センター	安心・安全まちづくり推進事業(学校給食センター)
630145	019	教育委員会	中央公民館	公共施設民間譲渡事業(その他施設)(中央公民館)
630307	020	教育委員会	図書館	子どもの読書活動推進計画策定事業

令和2年度 事業評価実施要領

1 実施目的

取組の成果として職員に定着しつつある「事業見直しの意識と体制」を確立し、職員自らで事業内容の点検・評価を行い、必要な見直しを行うPDC Aサイクルを強化していくため、担当課による自己評価に加え、令和元年度以降の新規事業については他部署職員による内部評価を実施します。

2 対象事業

- (1) 令和元年度新規事業…事後評価として、令和2年5月下旬～6月にかけて実施します
- (2) 令和2年度新規事業…事中評価として、令和2年10月頃実施します
※いずれも市に裁量権のある新規事業を対象とし、経営戦略課にて対象事業を選定。

3 事業評価の位置づけ

事業評価は、「全事業棚卸し」による二次評価（内部職員による評価）と同様、これまでの事業のあり方・考え方をゼロベースで振り返り、事業目的を再確認した上であらゆる角度から事業を検証し、必要な見直しを行うことで、効率的・効果的なものにつくりかえることを目的に実施します。

よって、事業評価での改善意見等については、担当課において今年度事業の有効性及び効率性向上のために十分活用するとともに、翌年度以降の予算要求及び予算編成過程においても、重要な参考材料とします。

4 事業評価の基本的な実施方法

事務事業評価と密接に連携しつつ、①事業の対象（ターゲット）、②投入資源（インプット）、③活動内容（アクティビティ）、④活動実績（アウトプット）、⑤成果・効果（アウトカム）の的確な把握と分析、予算投入の必要性・事業の有効性・事業の効率性の3つの視点での厳格な評価等を実施し、そもそもの事業のあり方から総点検を行うことを基本とします。

5 実施体制

事業評価の実施にあたっては、次の実施グループを編成します。

(1) 事後評価（令和元年度新規事業）

評価グループ：次長・課長級職員（各部より推薦）、経営戦略課長、財政課、
経営戦略課（事務局）
※熊谷特別参与はコーディネータとして出席予定
※次長・課長級職員は3班体制で実施

(2) 事中評価（令和2年度新規事業）

評価グループ：市長公室長、財務部長、市長公室次長、経営戦略課長、財政課長
経営戦略課（事務局）

6 実施日程

実施日程については、別途通知します。

7 公開の方針

非公開で実施します。

8 当日の進行

- (1) 1事業あたりの時間は30分を目安とします。
- (2) 冒頭5分程度で、担当課から事業の概要・評価の考え方を説明します。
- (3) その後、20分程度は評価者より質疑を行います。
- (4) 最後の5分程度で、課題の指摘や改善意見の表明等、議論のまとめを行います。

9 資料の提出

- (1) 提出資料
 - ・令和元年度事務事業評価シート
 - ・事業の内容及び効果等を説明する上で必要な資料
 - ・事業を執行する上での根拠資料（関連計画など）
- (2) 提出日
原則、事業評価の1週間前までに提出。
- (3) 提出部数
事後評価の場合：13部
事中評価の場合：11部

外郭団体の見直しについて

1. 経 過

①第 9 回行政改革推進委員会(平成 29 年 11 月 28 日)

外郭団体の今後のあり方について、市の関与の状況等を把握、評価し、今後のあり方について見解をとりまとめることを確認

②第 10 回行政改革推進委員会(平成 30 年 4 月 12 日)

今後の取組の内容について確認

- ・ 予算の執行に関する調査等の対象となる出資法人を規定
- ・ 外郭団体の状況に関する調書の作成、ヒアリングの実施

③第 13 回行政改革推進委員会(平成 30 年 11 月 29 日)

作成した外郭団体調書を共有し、今後の取組について確認

- ・ 外郭団体に対して必要な調査・情報開示等を定める条例を制定し、見直しを進める上で、現状把握を進めるための環境の整備
- ・ 外郭団体の見直しに関するガイドライン(総務省)に則った団体の意義、適正性等の確認
- ・ 団補助金、委託金、指定管理料等の財政支援の状況などを踏まえて、法人形態のあり方も含めて議論を進める

④条例制定(平成 31 年 4 月 1 日施行)

地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 3 号の法人を定める条例を定め、予算の執行に関する調査等の対象となる出資法人を規定

地方自治法施行令

(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)

第百五十二条 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

⑤第 16 回行政改革推進委員会(令和元年 6 月 14 日)

市長より外郭団体への市の関与のあり方について諮問を受ける

2. 今後の取組

これまでに進めてきた調書等による現状確認及び、非公開での所管課に対するヒアリング等を踏まえて、外郭団体に直接ヒアリングを実施することで、外郭団体としての課題認識や、市の関与の状況、今後の取組への思いなどを把握し、さらに検討を深めることとする。

(1) 外郭団体ヒアリング

① 実施方法

- ・ 外郭団体に対する直接ヒアリングを実施する
- ・ ヒアリングは1団体ずつ実施し、団体としての現状・課題認識や今後の取組への思い等を確認し、検討の参考とする
- ・ 取組の透明性、客観性を高めるため、ヒアリングは一般公開する

② 実施日程

令和2年8月中旬～下旬

※一般傍聴者の参加可能性を高めるため、平日の夜と休日の日中での実施を想定

(2) 答申の作成

外郭団体ヒアリングを踏まえて、今年度中の答申実施を前提として、8月以降の行政改革推進委員会にて検討を行う。